

A社：兵庫県尼崎市所在 免許更新回数（3）
《措置：嚴重警告・違約金、義務講習会受講》
対象広告：インターネット広告（アットホーム・ホームズ）

賃貸住宅5物件

■ おとり広告

- ◎ 平成29年1月17日時点の広告について、平成28年10月25日を情報登録日とし、取引できるかのように表示していたが、当該物件は平成28年9月7日に契約済みで取引不可であった。
- ◎ 平成28年10月25日に情報登録後、同年11月12日に契約済みとなったにもかかわらず、これを削除せずに平成29年1月17日まで広告していた。
- ◎ 平成29年1月17日時点の広告について、平成28年10月25日を情報登録日とし、取引できるかのように表示していたが、当該物件は平成28年6月に契約済みで取引不可であった。

■ 取引内容の不当表示

- ◎ 「階建／階 3階建／3階部分」 ⇒ 4階建（2件）

B社：兵庫県神戸市中央区所在 免許更新回数（1）
《措置：嚴重警告・違約金、義務講習会受講》
対象広告：インターネット広告（CHINTAI・ホームズ）

賃貸住宅3物件

■ おとり広告

- ◎ 平成28年12月19日に情報登録後、同年12月末までに契約済みとなったにもかかわらず、これを削除せずに平成29年1月31日まで広告していた。
- ◎ 平成29年1月24日時点の広告について、同年1月12日を情報登録日とし、取引できるかのように表示していたが、当該物件は平成28年9月に契約済みで取引不可であった。

■ 取引内容の不当表示

- ◎ 「物件階層 5階／5階建」 ⇒ 3階に所在。